

奈良県告示第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年四月二十二日中方土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾